

議案第77号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(帯広市職員給与条例の一部改正)

第1条 帯広市職員給与条例(昭和28年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第28条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第29条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

(帯広市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第2条 帯広市職員等の旅費に関する条例(昭和28年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条第1号から第4号まで」に、「第1項」を「第1号」に改める。

(帯広市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 帯広市職員退職手当支給条例(昭和60年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正)

第4条 帯広市職員の分限及び懲戒に関する条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(帯広市消防団条例の一部改正)

第5条 帯広市消防団条例(昭和32年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第6条第2号中「、第3号及び第5号」を「及び第3号」に改める。

第18条第4項中「第3項」を「前項」に、「各号のとおり」を「各号のいずれか」に改める。

(帯広市空港管理条例の一部改正)

第6条 帯広市空港管理条例(昭和55年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「この項及び」の次に「次項第3号並びに」を加え、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として規則で定める者

(帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(説 明)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係する条例について必要な整備をするため、本条例を制定しようとするものである。